

「消費税法改正に伴うプライバシーマーク付与に係る料金の変更について」

平成 24 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されました。その後、平成 25 年 10 月 1 日に表明された政府方針に基づき、消費税率は、平成 26 年 4 月 1 日から 8%に引き上げられることとなりました。

これに従い、プライバシーマーク付与に係る料金は変更になりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願いいたします。

1. 申請料および審査料について

事業者の皆さまにご負担いただきます申請料および審査料は次のように変更になりますので、ご確認ください。

本体価格 料金表				単位：円		
種別	新規のとき			更新のとき		
事業者規模	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	47,620	47,620	47,620	47,620	47,620	47,620
審査料	190,477	428,572	904,762	114,286	285,715	619,048
付与登録料	47,620	95,239	190,477	47,620	95,239	190,477

注) 付与登録料は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)に支払う料金です。

現行の料金表				単位：円 (消費税 5%込)		
種別	新規のとき			更新のとき		
事業者規模	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
審査料	200,000	450,000	950,000	120,000	300,000	650,000
付与登録料	50,000	100,000	200,000	50,000	100,000	200,000
合計	300,000	600,000	1,200,000	220,000	450,000	900,000

注) 付与登録料は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)に支払う料金です。

消費税法改正後の料金表				単位：円 (消費税 8%込)		
種別	新規のとき			更新のとき		
事業者規模	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	51,429	51,429	51,429	51,429	51,429	51,429
審査料	205,715	462,857	977,142	123,428	308,572	668,571
付与登録料	51,429	102,858	205,715	51,429	102,858	205,715
合計	308,573	617,144	1,234,286	226,286	462,859	925,715

注) 付与登録料は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)に支払う料金です。

各料金（申請料、審査料）に適用される消費税率は、基準日（申請料の場合：受付日、審査料の場合：付与適格決定日）によりそれぞれ異なりますので、ご確認ください。

（申請料）

種別	受付日	消費税率
申請料	平成 26. 3. 31 まで	5%
	平成 26. 4. 1 以降	8%

注) 受付日：申請受付窓口で申請書類を受け取った日です。

（審査料）

種別	付与適格決定日	消費税率
審査料	平成 26. 3. 31 まで	5%
	平成 26. 4. 1 以降	8%

注) 付与適格決定日：文書審査および現地審査の結果に基づき、審査機関がプライバシーマーク付与適格性の有無を決定した日です。

上記料金以外、現地審査にかかる交通費、宿泊費、日当は、財団の規程により別途請求致します。

※詳細については「[現地調査の旅費に関する規則](#)」をご参照下さい。

## 2. 再現地審査の調査費用について

現地審査後、事業者の事業内容又は実施体制に著しい変更が生じた場合等、必要に応じて実施させていただく再現地審査の調査費用は次のように変更になります。

再現地審査の調査費用に適用される消費税率の基準日は、再現地審査日になります。

単位：円

科目	本体価格	現行料金 (消費税 5%込)	消費税法改正後の料金 (消費税 8%込)
基本料金	47,620	50,000	51,429
1人時間単価	19,048	20,000	20,571
調査費用合計	(基本料金) + ((1人時間単価) × (実際にかかった時間) × (審査人数))		

上記料金以外、再現地審査にかかる交通費、宿泊費、日当は、財団の規程により別途請求致します。

※詳細については「[現地調査の旅費に関する規則](#)」をご参照下さい。

以上